入札公告の取消

次のとおり取り消します。
令和２年11月27日
支出負担行為担当官
東京航空局長　吉田耕一郎
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
○東空契第474号
令和２年11月10日付（号外政府調達第208号３ページ）掲載の入札公告東空契第474号「新潟（事）他２官署　電球（ＪＦ100Ｖ500Ｗ／ＮＡＢ）他19品目購入」を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
本入札公告に記載の工事は、技術資料の内容が同一の２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事です。
本入札公告に記載の工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）「新技術導入促進(I)型」、「余裕期間制度（発注者指定方式）」、「建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事」である。
令和２年11月27日
支出負担行為担当官
関東地方整備局長　土井　弘次
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名
①　Ｒ２横環南栄ＩＣ・ＪＣＴ本線第２－２橋他上部工事（以下、「①工事」という。）
②　Ｒ２横環南栄ＩＣ・ＪＣＴ本線第４橋上部工事（以下、「②工事」という。）
（①工事、②工事共に電子入札対象案件）
（①工事、②工事共に電子契約対象案件）
⑶　工事場所
①　工事　神奈川県横浜市栄区田谷町地先
②　工事　神奈川県横浜市栄区田谷町地先
⑷　工事内容
①　工事　Ａランプ３号橋　橋種：鋼５径間連続鋼床版箱桁橋　橋長：364.5m、支間長：52.6＋80.0＋101.5＋58.0＋70.2m、総幅員：9.75～18.3m、工場製作工　約2,600ｔ　本線第２－２橋　橋種：鋼３径間連続非合成箱桁橋　橋長：205.0m、支間長：52.2＋97.9＋53.5m、総幅員：10.4～10.5m、工場製作工　約2,000ｔ
工場製品輸送工　１式、鋼橋架設工　架設工（クレーンベント工法）　１式、支承工　１式、橋梁現場塗装工　１式、橋梁付属物工　１式、鋼橋足場等設置工　１式、仮設工　１式
②　工事　橋種：鋼３径間連続非合成箱桁橋　橋長：177.8m（Ｂランプ部217.6m）、支間長：40.2＋41.2＋94.4m（Ｂランプ＋39.8m）、総幅員：7.6～20.1m
工場製作工　約3,680ｔ、工場製品輸送工　１式、鋼橋架設工　架設工（送り出し工法）１式、架設工(クレーンベント工法)　１式、支承工　１式、橋梁現場塗装工　１式、橋梁付属物工　１式、鋼橋足場等設置工　１式、仮設工　１式
⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。
工期：①工事、②工事共に令和３年４月１日から令和６年３月31日まで
（余裕期間：①工事、②工事共に契約締結の翌日から令和３年３月31日まで）
⑹　使用する主要な資機材
①　工事　鋼材　約4,600ｔ
②　工事　鋼材　約3,680ｔ
⑺　本工事は、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
⑼　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書による。
①　「ワンデーレスポンス」実施工事
②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事
③　工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事
④　建設リサイクル法対象工事
⑤　総価契約単価合意方式
⑥　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置対象工事
⑦　「設計変更審査会」の設置対象工事
⑧　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事
⑨　ＣＩＭ活用工事【発注者指定型】
⑩　工事工程表の開示試行工事
⑪　週休２日制適用工事【発注者指定方式】
⑫　新技術導入促進(I)型
⑬　一括審査方式
⑭　「生産性向上チャレンジ」試行対象工事
⑮　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事
⑯　条件明示チェックリスト参考開示の試行工事
⑰　監理技術者育成交代モデル工事
⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
2　競争参加資格
⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年11月27日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）からＲ２横環南栄ＩＣ・ＪＣＴ本線第２－２橋他上部工事、Ｒ２横環南栄ＩＣ・ＪＣＴ本線第４橋上部工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑧までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　平成17年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。
㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。
㋑　橋梁形式が鈑桁橋・単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。
㋒　最大支間長が70m以上であること。
ただし、上記㋐～㋒は同一工事であること。
ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。